

名古屋港管理組合公報

平成18年1月13日

(金曜日)

第 367 号

目 次

告 示

○公有水面埋立ての承認の出願…………… 1

告 示

名古屋港管理組合告示第1号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定に基づき、公有水面埋立ての承認の出願があった。その要領は次のとおりである。

なお、その内容を記載した書面及び関係図書を次のように縦覧に供する。

平成18年1月13日

名古屋港港湾管理者

名古屋港管理組合

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

1 出願人

所在地 名古屋市港区築地町2番地
 名称 国土交通省中部地方整備局
 代表者の住所 名古屋市東区榑木町三丁目73番地
 代表者の氏名 国土交通省中部地方整備局長 大村 哲夫

2 埋立区域

(1) 位置

愛知県海部郡飛鳥村東浜三丁目1番2、西浜1番2の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点と②の地点を結ぶ昭和48年2月19日付け指令第2434号で竣功認可された埋立地の陸地と公有水面との境界線（N.P.+2.60mより決定）、②の地点と③の地点を結ぶ平成17年7月14日付け指令第1853号で竣功認可された埋立地の陸地と公有水面との境界線（N.P.+2.29mより決定）、③の地点から⑤の地点までを順次に結ぶ平成14年8月20日付け指令第1854号の承認に係る埋立ての区域と公有水面との境界線（N.P.+2.29mより決定）、⑤の地点と⑥の地点を結ぶ線及び⑥の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 名古屋港基準点No.41（北緯35度01分35秒7486・東経136度49分03秒6045（以下「基点」という。）から
 79度11分38秒 9.41mの地点

②の地点 ①の地点から 77度16分46秒 370.00mの地点

③の地点 ②の地点から 167度16分46秒 23.00mの地点

④の地点 ③の地点から 257度16分46秒 320.00mの地点

⑤の地点 ④の地点から 167度16分46秒 17.00mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 257度16分46秒 50.00mの地点

(3) 面積

9,360.24㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

愛知県海部郡飛鳥村東浜三丁目1番2、1番3、1番4、1番6及び同村西浜1番2の地内並びに同村東浜三丁目1番2、同村西浜1番2及び25番2の地先公有水面

(2) 区域

次の㊦の地点から㊧の地点までを順次に直線で結んだ線及び㊧の地点と㊦の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

㊦の地点 基点から 253度56分25秒 5.40mの地点

㊧の地点 ㊦の地点から 0度04分51秒 30.76mの地点

㊨の地点 ㊧の地点から 77度17分00秒 30.00mの地点

㊩の地点 ㊨の地点から 0度04分51秒 20.65mの地点

㊪の地点 ㊩の地点から 77度17分00秒 117.11mの地点

㊫の地点 ㊪の地点から 347度17分00秒 220.00mの地点

㊬の地点 ㊫の地点から 77度17分00秒 6.20mの地点

㊭の地点 ㊬の地点から 347度17分00秒 60.00mの地点

㊮の地点 ㊭の地点から 77度17分00秒 230.00mの地点

㊦の地点	㊧の地点から	167度17分00秒	330.12m	の地点
㊨の地点	㊩の地点から	77度16分46秒	20.09m	の地点
㊪の地点	㊫の地点から	167度16分46秒	280.00m	の地点
㊬の地点	㊭の地点から	257度16分46秒	450.00m	の地点
㊮の地点	㊯の地点から	347度16分46秒	280.00m	の地点

(3) 面積

210,660.08㎡

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 出願年月日

平成18年1月5日

6 書面及び関係図書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成18年1月13日から平成18年2月2日

(2) 縦覧場所

名古屋港管理組合名古屋港情報センター（本庁舎1階）